

## 音楽隊に関する訓令

[最終改正 令和2.12.25 京都府警察本部訓令第25号]

### (目的)

第1条 この訓令は、音楽隊の編成、運用および演奏活動等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 音楽隊は、演奏を通じて警察職員の士気を振作し、情操のかん養を図るほか各種の警察活動の広報効果を高めることを任務とする。

### (編成)

第3条 音楽隊は、隊長、副隊長及び隊員をもって編成する。

2 副隊長は、広報応接課長が命じる。

3 隊長は、広報応接課長の命を受け、隊務を処理し、副隊長及び隊員の指揮監督及び教育訓練を行うほか、楽器その他の備品の管理に当たるものとする。

4 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督するとともに、隊長が不在又は事故あるときは、その職務を代理するものとする。

5 副隊長は、前項に規定するもののほか、専任の隊長が置かれなときは、命を受け、隊長の職務のうち、演奏に係る事務を行うものとする。この場合においては、「楽長」と呼称することができるものとする。

6 隊員は、上司の命を受け、隊務に従事するものとする。

### (演奏活動)

第4条 音楽隊は、次の各号に掲げる場合に演奏に従事するものとする。

(1) 警察職員の士気を振作し、情操のかん養を図るため、各所属長から演奏の要請があつたとき。

(2) 警察の主催する諸儀式または行事に際し、演奏の必要があるとき。

(3) 国および地方公共団体等の主催する公共的な儀式または行事に際し、演奏の要請があつたとき。

(4) 少年補導、交通の安全および防犯思想の普及等の広報活動の効果を高めるため演奏の必要があるとき。

(5) 前各号のほか、演奏することを必要と認めるとき。

### (派遣要請)

第5条 前条に該当するもので、警察が主催する場合の音楽隊の派遣要請は、当該所属長が広報応接課長に対し、次の事項を明らかにして口頭又は電話で行うものとする。

(1) 演奏日時

(2) 演奏場所

(3) 演奏目的

(4) その他必要な事項

2 前項以外の場合の派遣要請については、音楽隊派遣要請書（様式第1号）2部を直接又は各所属を経由して、広報応接課長に提出させるものとする。

3 広報応接課長は、前2項の規定による派遣要請があつた場合は、その要否について審査し、結果を要請者に通知するものとする。

(隊員の心得)

第6条 隊員は、音楽隊の任務をよく自覚して行動するとともに常に技能の向上を図るように努めなければならない。

(指導者の委嘱)

第7条 音楽隊の技能の向上を図るため、特に必要があるときは、部外の講師に委嘱して、その指導を受けることができる。

(記録)

第8条 音楽隊に音楽隊日誌(様式第2号)を備え、必要な事項を記録しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和40年9月1日から施行する。

(様式省略)